

# 一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター

## 職員給与規程

### (総則)

第1条 就業規則第17条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 法人に常時勤務する職員については、この規程を適用し、または臨時に勤務する職員の報酬及び賃金、その他労働条件については、個別の契約による。

### (給与の種類)

第3条 常勤職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 常勤職員の基本給は月給とし、非常勤職員、臨時職員の給与は、時間給とする。

3 職員の諸手当は、通勤手当とする。ただし、理事会が必要を認めた場合は、期末手当を支給することができる。

### (給与の支給方法及び支給日)

第4条 職員給与の支給は、毎月月末とする。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰上げる。

2 常勤職員、非常勤職員及び臨時職員が退職した場合は、その日まで、それぞれ日割計算、時間給をもって給与を支給する。

3 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を現金または職員の申出により口座振替で支給する。

### (基本給)

第5条 職員の基本給については各人の職種、職務内容、技能、職歴、経験、役割等を考慮して個人ごとに決定する。

### (割増賃金)

第6条 1日8時間を越えて勤務した場合及び労働基準法第35条に定める法定休日に勤務した場合は、法定の割増賃金を支給する。

2 就業時間が、午後10時から午前5時に及んだ場合は、法定の割増賃金を支給する。

### (昇給)

第7条 職員が、現に受けている給与を受けるに至ったときから12か月以上を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。

### (通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員が通勤のために利用する、最短距離の合理的な方法と経路の交通機関の実費を、その月の給料に含めて支給する。但し、自宅から勤務先まで片道2キロメートル未満の場合は支給しない。

2 バスの通勤は、通勤コースの間(始点と終点の間)に停留所が2カ所以上あるとき認める。前各項の規定によりがたい場合の取扱いは、個別に協議して定める。

### (休職者の給与)

第9条 常勤職員の欠勤期間及び休職期間については、他に特別の定めがない限り、給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により最長6か月の範囲において給与の一部を支給することができる。

### (細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 附則

この規程は、2024年3月1日から施行する。